

## 指定形態と相違している既存の道路位置指定済み道路の取扱い

既存の道路位置指定済み道路で、現況幅員又は、指定長さ等が申請時点と相違している場合については、当該道路に接する関係者において復元する旨の協議を行い、次に示す図書等を千葉市長に提出し、復元協議すること。

### <提出書類>

#### 1. 協議書（様式第1号）

当該申請敷地、当該申請敷地の隣接地及び対向する土地の各所有者間において、拡幅協議が成立した場合には、関係者の承諾欄に記入のうえ提出する。

#### 2. 念書（様式第2号）

1による協議が不成立の際は、「協議が成立するまで当該申請敷地側に一方的に後退する」旨の念書を提出する。

#### 3. 添付書類

- 1) 付近見取図
- 2) 実測図（現況図に復元位置を朱線で明示）
- 3) 公図（各筆ごとに所有者名、地目、地積を記入し、転写年月日、転写氏名を記載）
- 4) 土地の登記事項証明書（写し可）

#### 4. 復元整備

当該申請敷地において建替え、増改築等の建築行為を行う場合は、建築工事完了までに道路に突出している建築物等を除却し復元整備をすること。

様式第1号

年 月 日

## 協 議 書

千葉市長 様

申請者	住所		TEL	
	氏名		印	
敷地の位置	地名地番	千葉市	区	
指定道路の位置	千葉市 区			
指定番号	第	号	指定年月日	年 月 日
整理番号	第 号 (整理番号がついている場合は記入)			

上記の敷地に\_\_\_\_\_築 (用途: \_\_\_\_\_ 構造: \_\_\_\_\_) をするにあたり調査したところ、当該指定道路の現況は別添図面に示すように、現況が (幅員、延長、すみ切り) \_\_\_\_\_Mであり、申請時点の図面と相違しております。

この件につきましては、別添図面朱線表示のとおり復元することで、下記隣接地及び対向地の権利者と協議が成立いたしました。

建築等の際には、復元境界線内の既存建築物、門、塀その他の突出物はすべて工事完了までに除去いたします。また、敷地若しくは建物等の権利移転が発生した場合には、本協議事項の義務を責任をもって継承させます。

なおこの件での諸問題は、すべて当事者間で処理いたします。

### 関係権利者承諾欄

地番	地目	権利関係	権利者		印
			住所	氏名	

## 念 書

千葉市長 様

申請者	住所		TEL	
	氏名		印	
敷地の位置	地名地番	千葉市	区	
指定道路の位置	千葉市 区			
指定番号	第	号	指定年月日	年 月 日
整理番号	第 号 (整理番号がついている場合は記入)			

上記の敷地に\_\_\_\_\_築（用途：\_\_\_\_\_構造：\_\_\_\_\_）をするにあたり、当該指定道路は、別添図面のとおり現況が（幅員、延長、すみ切り）\_\_\_\_\_Mであり、申請時点の図面と相違しております。

この件につきましては、隣地及び道路の反対側土地の権利者と復元の協議をいたしました但し\_\_\_\_\_のため早急な解決が困難な状況であります。

そこで暫定措置として、別添図面朱線表示のとおり私の敷地側に一方的に後退するとともに、復元境界線内の既存建築物の突出物は全て除去いたします。

また、今後とも協議を続行し解決時点で協議書を提出いたしますが、これ以前に敷地又は建物等の権利移転が発生した場合には、本協議事項の義務を責任をもって継承させます。

なお、この件での諸問題は、全て当事者間で処理いたします。

# 協議書（様式第1号）による協議範囲の図解

